

恩給給与細則等の一部改正について

令和 7 年 11 月 10 日
総務省政策統括官（恩給担当）

1. 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、同法別表に恩給関係事務及び国会議員互助年金関係事務が規定され、個人番号を利用した情報連携（以下「情報連携」という。）が関係法令上可能となった。

これを受けて、総務省政策統括官（恩給担当）においては、令和 8 年 4 月から情報連携を実施することによって、恩給等請求手続に必要な提出書類等の一部を省略できるとし、請求者の負担軽減を図ることとしている。

このため、請求書等に個人番号記入欄を追加するなど、恩給給与細則（昭和 28 年総理府令第 67 号）等を改正するものである。

■情報連携によって取得する情報と省略できる提出書類等

取得する情報	省略できる提出書類等
戸籍関係情報	戸籍謄本、戸籍抄本
地方税関係情報	課税証明書、所得証明書
年金給付関係情報	年金額改定通知書、年金証書の写し、年金振込通知書
公的給付支給等口座登録簿関係情報	通帳の写し、金融機関の証明

2. 改正の内容

請求書等に個人番号記入欄又は本人同意欄を追加する。本人同意欄は、地方税関係情報又は年金給付関係情報を取得するために必要となるものである。

また、公金受取口座で恩給等を受け取る者は、個人番号を記載した届書を総務省に提出することとする。

3. 改正する法令

- (1) 恩給給与細則（昭和 28 年総理府令第 67 号）
- (2) 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和 31 年総理府令第 93 号）
- (3) 旧国会議員互助年金法施行規則（昭和 33 年総理府令第 41 号）
- (4) 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和 46 年総理府令第 33 号）

4. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日